

「ご契約のしおり・約款」の一部変更について

このたび、「ご契約のしおり・約款」につきまして、令和4年（2022年）1月1日付で下記のとおり一部変更します（すでにご契約いただいている契約も含めます。）。
 なお、すでにご契約いただいている契約について、お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。また、本改定に伴う保険料の変更はありません。

記

- 「別表61 特定障害状態」の「眼の障害」において用いている視力および視野の基準、ならびに「特定生活習慣病保障特約」の支払事由において用いている視力の基準について、改定を行います（変更箇所は下線部）。
 なお、**本変更によりお客様に不利益が生じることはありません（「旧」の基準で該当するお客様は、「新」の基準でも該当します。）。**

【別表61 特定障害状態】（対象商品：給与サポート保険、就労所得保障一時金特約）

新		旧	
対象となる特定障害状態とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。		対象となる特定障害状態とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。	
	状態		状態
1. 眼の障害	両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態	1. 眼の障害	両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態
（備考） 1. 眼の障害 (1) 「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。 ① <u>視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの</u> ② <u>視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</u> ③ <u>I / 2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの</u> ④ <u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</u> ⑤ <u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</u>		（備考） 1. 眼の障害 (1) 「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。 ① <u>両眼の視力の和が0.08以下のもの</u> ② <u>両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの</u> ③ <u>両眼の視野がそれぞれ I / 4 の視標で中心10度以内におさまるもので、かつ、I / 2 の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下のもの（左右別々に8方向の視野の角度を求め、いずれか大きい方の合計が56度以下のものをいう。）</u> 。なお、ゴールドマン視野計の I / 4 の視標での測定が不能の場合は、 <u>求心性視野狭窄の症状を有しているもの</u>	

新	旧
<p>(2) 眼瞼下垂による視力障害または視野障害は「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」には該当しません。</p> <p>(3) 視力は、万国式試視力表またはそれと同一の原理に基づく試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定したものを<u>用います。</u></p> <p>(4) 視野は、ゴールドマン型視野計または自動視野計を用いて測定します。</p>	<p>(2) 眼瞼下垂による視力障害または視野障害は「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」には該当しません。</p> <p>(3) 視力の測定値は、万国式試視力表またはそれと同一原理によって作成された試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定したものを<u>用います。</u></p> <p>(4) 視野の測定は、ゴールドマン視野計および自動視野計またはこれらに準ずるものを用いて行います。ゴールドマン視野計による場合、中心視野の測定には I / 2 の視標を用い、周辺視野の測定には I / 4 の視標を用います。</p>

【特定生活習慣病保障特約】

新	旧
<p>第5条<特約給付金の支払></p> <p>4 糖尿病性網膜症により、つぎの各号のいずれかに該当し、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、第1項の支払事由①(ウ)(a)に該当する手術を受けたものとみなします。この場合、視力は、万国式試視力表またはそれと同一の原理に基づく試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定したものを<u>用います。</u></p> <p>(1) <u>視力の良い方の眼の視力が0.07以下となったとき</u></p> <p>(2) <u>視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下となったとき</u></p>	<p>第5条<特約給付金の支払></p> <p>4 糖尿病性網膜症により、<u>両眼の視力の和が初めて0.08以下となり</u>、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、第1項の支払事由①(ウ)(a)に該当する手術を受けたものとみなします。この場合、視力の測定値は、万国式試視力表またはそれと同一原理によって作成された試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定したものを<u>用います。</u></p>

以上